

墨田区文化芸術の振興に関する 基本指針

平成25年6月

墨 田 区

はじめに

墨田区は、隅田川の悠久の流れのもとに、江戸時代から引き継がれた豊かな庶民文化や優れたものづくりの伝統が色濃く残るまちです。区は、これまで、この歴史と伝統を受け継ぐ貴重な文化を守るとともに、音楽を中心とした文化芸術振興策を推進してきました。

近年、区内では、長屋や空き店舗などを活用した地域でのアート活動が展開されるとともに、東京スカイツリー開業を契機として街に賑わいを呼ぶ多彩な文化芸術活動が活発に行われるなど、〈アートの機運〉が高まりつつあります。

文化芸術は、人々の生活に楽しみや潤い、精神的な豊かさや活力をもたらすとともに、人々をつなげ、連携させる力があります。この文化芸術の持つ力は、産業、観光、教育、福祉、コミュニティづくり、多文化共生など幅広い分野において効用を発揮し、今日の課題である地域の活性化や人と地域とのきずなづくりに大いに寄与することが期待されています。

このため、本区では、区の文化芸術の振興に関する基本的な理念や施策の方向性を定めた「墨田区文化芸術振興基本条例」を制定し、これを具体化するために本指針を策定いたしました。

今後、区では本指針に基づき、地域で育まれた文化を守り伝え、幅広い文化芸術活動を促進するとともに、区政の様々な分野において文化芸術の持つ力を活用して、魅力と活力あふれる「すみだ」を創り上げていきたいと考えております。

平成25年6月

墨田区長 山崎 昇

目 次

I	基本指針策定の経緯	1
II	文化芸術振興の基本的な考え方	1
III	施策の体系	3
IV	施策の展開	
	基本施策1～文化芸術活動を行い、鑑賞するための基盤整備を促進する～	
	施策1 文化芸術活動の環境づくり	6
	施策2 文化芸術活動のネットワークづくり	8
	施策3 文化芸術情報の収集と発信	10
	施策4 文化芸術活動を支援する人材の活用	12
	基本施策2～誰もが文化芸術に触れ、活動できる機会を提供する～	
	施策5 子どもに対する文化芸術施策の充実	14
	施策6 高齢者・障害者等に対する文化芸術施策の充実	16
	基本施策3～本区の特徴ある文化を顕彰、保存、継承する～	
	施策7 伝統文化の顕彰と継承	18
	基本施策4～文化芸術活動を通じて地域コミュニティの醸成とまちの活性化を図る～	
	施策8 多文化共生と国内・国際交流の推進	20
	施策9 区政の幅広い分野への活用	22
V	施策別事業一覧	
	施策1 文化芸術活動の環境づくり	25
	施策2 文化芸術活動のネットワークづくり	26
	施策3 文化芸術情報の収集と発信	27
	施策4 文化芸術活動を支援する人材の活用	28
	施策5 子どもに対する文化芸術施策の充実	29
	施策6 高齢者・障害者等に対する文化芸術施策の充実	31

施策7	伝統文化の顕彰と継承	32
施策8	多文化共生と国内・国際交流の推進	34
施策9	区政の幅広い分野への活用	36

VI	推進体制	38
-----------	-------------	-----------

資料

	墨田区文化芸術振興基本条例	39
--	---------------	----

I 基本指針策定の経緯

区は、平成23年8月、有識者、公募区民、文化芸術関係の区民団体及び事業者等で構成された「墨田区文化芸術の振興に関する懇談会」を設置し、今後の墨田区の文化芸術振興の基本的な考え方や方向性などについて諮問しました。懇談会では、全5回の審議を重ね、平成24年3月に懇談会報告書を区長に提出しました。

平成24年9月に、この懇談会報告をもとに草案を起草した「墨田区文化芸術振興基本条例」が第3回墨田区議会定例会で可決、施行されました。

この指針は、本条例の趣旨を踏まえ、文化芸術振興の基本的施策の方向性を明らかにするため、庁内の横断的な検討組織である「墨田区文化芸術基本指針検討委員会」で検討し、とりまとめたものです。

II 文化芸術振興の基本的な考え方

「墨田区文化芸術振興基本条例」の前文では、本条例制定の趣旨を「墨田区の郷土文化を誇りに思い、地域に育まれた文化を守り伝えるとともに、様々な主体による幅広い分野での文化芸術活動を促進する」と定めています。

墨田区の特色ある文化を顕彰し次代へと引き継ぎ、区民等による文化芸術活動をさらに進展させて新たな文化創造へつなげ、さらに行政の幅広い分野に文化芸術の持つ創造性を活用しこれによって区の魅力を高め、より一層の誇りと愛着をもてる「すみだ」を創っていきます。

1 基本理念

本区における文化芸術の振興は、墨田区文化芸術振興基本条例の3つの基本理念のもとで実施します。

基本理念1 文化芸術活動における自主性と創造性の尊重と文化芸術に触れ、鑑賞し参加することができる環境整備

文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されるとともに、誰もが身近に文化芸術に触れ、鑑賞し、参加することができる環境の整備を図ります。

基本理念2 伝統文化の保護・継承と新たな文化の創造と発展

地域で育まれた伝統ある文化芸術を保護し、継承していくとともに、新たな文化芸術の創造及び発展を図ります。

基本理念3 連携と協働による文化施策の推進

区民等、文化芸術団体及び事業者並びに区が相互に連携及び協働し、様々な施策が推進されるように配慮します。

2 目標

本区の文化芸術の振興にあたっては、次の目標を掲げ、様々な施策を総合的に推進していきます。

目 標

暮らしに文化の息づくまち アートで育むすみだの力

Ⅲ 施策の体系

本区の文化芸術の振興にあたっては、条例に定める施策等を4つの基本施策に分類し、次のような体系で総合的に推進していきます。

1 4つの基本施策

基本施策1	文化芸術活動を行い、鑑賞するための基盤整備を促進する
--------------	-----------------------------------

文化芸術に関するネットワークづくりや情報発信により、文化芸術と人々をつなぐとともに、アドバイザーによる支援や活動の拠点づくりなどの基盤整備を進めます。

基本施策2	誰もが文化芸術に触れ、活動できる機会を提供する
--------------	--------------------------------

未来を担う子どもたちの感性を育むとともに、普段、文化芸術に触れる機会が少ない人々が、より文化芸術活動をしやすい環境を整えます。

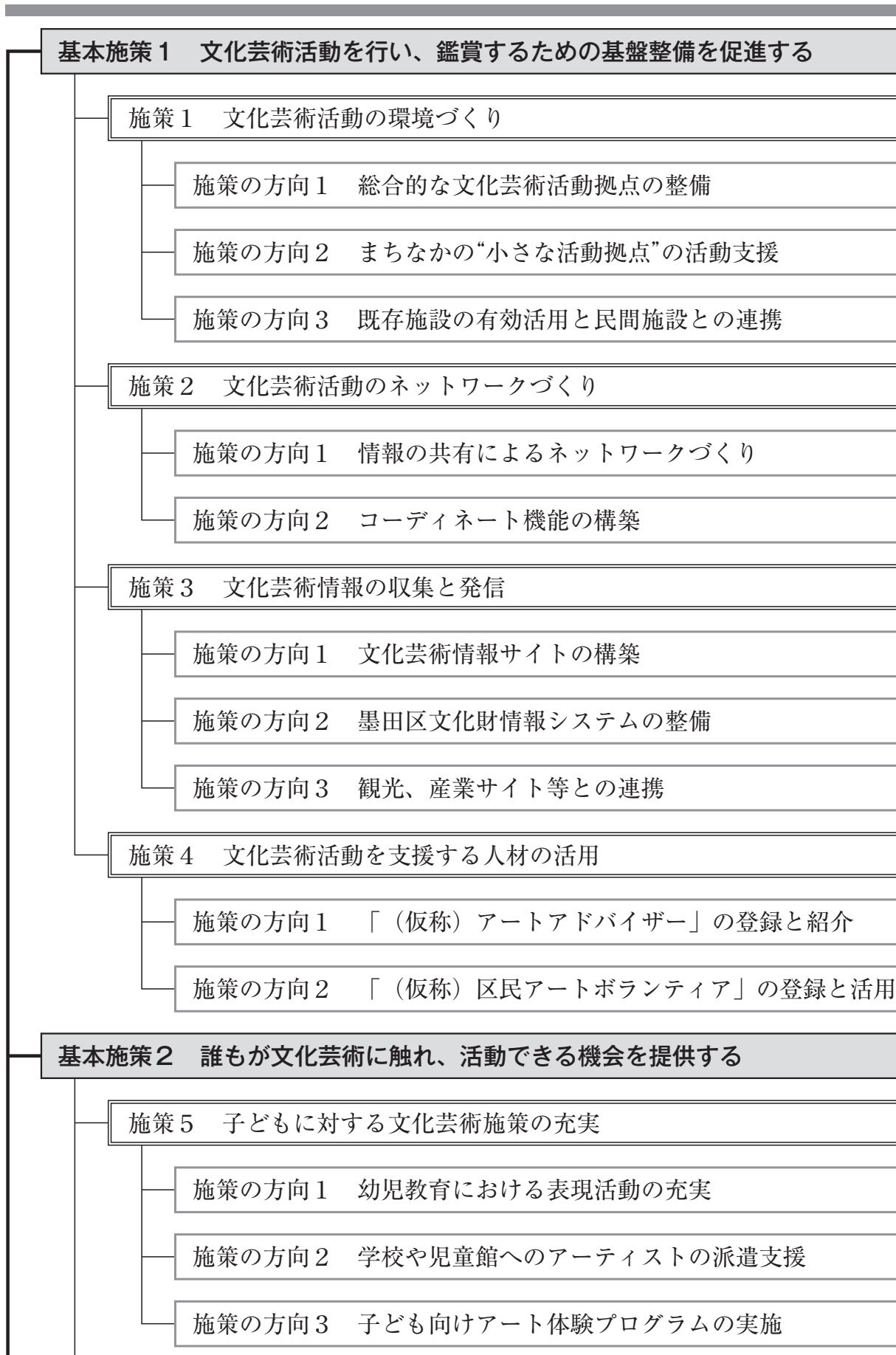
基本施策3	本区の特色ある文化を顕彰、保存、継承する
--------------	-----------------------------

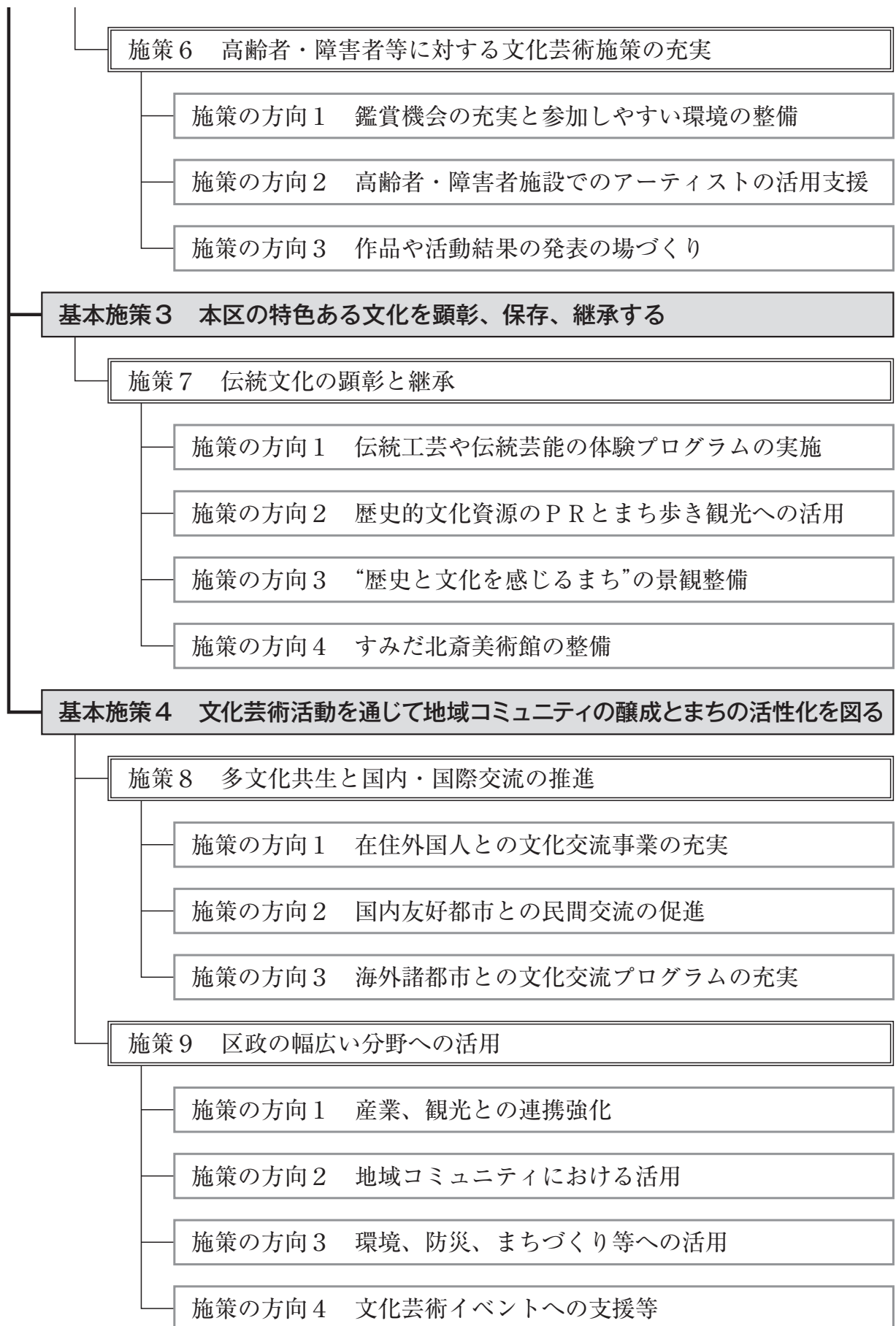
江戸の面影を残す豊かな伝統文化、芸能、技術を顕彰し、多くの人々に情報発信し、活用することによって、本区の貴重な文化を守り伝え、区民の「すみだ」に対する誇りである「シビックプライド」を育てていきます。

基本施策4	文化芸術活動を通じて地域コミュニティの醸成とまちの活性化を図る
--------------	--

国際観光都市として生まれ変わる「すみだ」で、多様な文化を互いに受入れ地域コミュニティの醸成を進める支援を行なうとともに、文化芸術の持つ力を幅広い分野に積極的に活用しまちの活性化を図ります。

体系図





IV 施策の展開

基本施策 1	文化芸術活動を行い、鑑賞するための基盤整備を促進する
--------	----------------------------

施策 1. 文化芸術活動の環境づくり

現 状

- 区では、基本計画に基づき、区内各地域のバランスを考慮しながらコミュニティセンター等の区民活動施設を整備してきました。
- 文化芸術関連施設では、「音楽都市づくり」の中核をなす「すみだトリフォニーホール」や「曳舟文化センター」を整備し、区民の音楽や演劇活動と鑑賞の場を提供しています。
- 民間施設では、区南部地区において、演劇ホールをはじめ、倉庫を改修して演劇の練習・公演や各種芸術の展示等に使用できるスペースなどが整備されつつあります。
- 一方、区北部地区においては、アパートや廃工場を改修し芸術活動の拠点を整備する動きが各所に見られ、アーティストが住み、活動することによって外から若者を呼び込む効果をあげています。

【主な事業】

- 文化芸術活動団体への後援や共催
- すみだリバーサイドホールの管理運営
- すみだトリフォニーホールの管理運営

課 題

- 区の施設はコミュニティ施設として整備されたものが多いため、音や振動を気にせずに活動できる施設が少なく、文化芸術活動に対応した設備が十分に整っているとはいえないものもあります。
- 練習の場と共に活動の成果を発表できる場があっても、異なる文化芸術分野の人と交流を図る機会が限られています。
- 空き店舗など、すみだのまちの資源を活用した個性ある活動拠点を区内に散りばめることによって、新たな魅力を創出し、まちの活性化を図っていくことも必要です。

施策の方向

● 総合的な文化芸術活動拠点の整備

区の遊休施設や鉄道の高架下等を活用した文化芸術活動の拠点を整備します。

ここには、さまざまな文化芸術活動が行えるアトリエ、ギャラリー、練習場、ホールのほかカフェも併設して、区民が気軽に立ち寄り文化芸術に触れることができます。

● まちなかの“小さな活動拠点”の活動支援

空き店舗や住宅、工場等を活用してアート活動を行うまちなかの“小さな活動拠点”の活動を促進し、地域の活性化を図るため、PRやイベントの後援などの支援を行います。

● 既存施設の有効活用と民間施設との連携

楽屋と中・小規模の公演ができるホールを有する「地域プラザ」の利用を促進するほか、区民施設等のリニューアルに際しては、文化芸術活動の利便性の向上に配慮した改修を行なうよう努めます。

また、区内の民間施設との連携を図り、文化芸術活動の一層の活性化を図ります。

施策2. 文化芸術活動のネットワークづくり

現 状

- 「墨東まち見世」や「すみだ川アートプロジェクト」といった東京都や企業が支援するイベントが毎年開催されることによって、文化芸術活動を支える人・団体とアーティストとの連携や、アーティスト同士のゆるやかなネットワークが形成されています。
- 区内には、新たに文化芸術活動を始めたい、活動のレベルを向上させたいと考えている人や、練習場所を探している人などさまざまなニーズや課題を抱えている人がいます。
一方、店舗等の一角を文化芸術活動のために提供したい人、文化芸術活動を手伝いたい人など、これを支援したいと考えている人もいます。

【主な事業】

- 「区民音楽デー」の実施

課 題

- それぞれの活動主体の自主性を尊重しながら人的なネットワークの拡充、強化を図るとともに、文化芸術活動に関わるさまざまな人、団体、拠点をつなぐ仕組みをつくることによって、文化芸術活動を促進する必要があります。

施策の方向

● 情報の共有によるネットワークづくり

ネットワークを区内全域に拡充するために、イベントカレンダーの作成や、活動主体と活動拠点などの情報を掲載したマップづくり等の支援を行います。

● コーディネート機能の構築

NPO法人等の専門的ノウハウを活用して、活動主体と支援主体と活動拠点をつなぐコーディネート機能を構築していきます。

施策3. 文化芸術情報の収集と発信

現 状

- 文化芸術に関連する情報は、それぞれの事業の開催に合わせて、区のお知らせやホームページなどの既存の広報媒体を中心に発信しています。
- 東京スカイツリーの誘致をきっかけに、「国際観光都市すみだ」を目指して観光情報を積極的に発信しており、区内の文化芸術関連情報もこの一環として発信される機会が増えています。

【主な事業】

- 墨田区のお知らせ「すみだ」ほか
- 「産業観光プラザすみだまち処」の運営
- フィルムコミッションの運営
- 文化財マップの作成

課 題

- 区が発信している情報は、ほとんどが区の主催、共催及び後援事業であり、まちなかで行われる小さな事業のPRを支援する手段がないため、これらの情報を集め、発信できる仕組みを構築することによって、文化芸術情報発信の強化を図る必要があります。
- また、文化芸術に関する情報は、様々な媒体で発信されているものの、区民がより活用しやすくしていく工夫が必要です。
- 情報の発信に際しては、観光情報や産業情報の発信との連携を図り、まち歩き観光や商店街振興など区の活性化にも資するよう考慮する必要があります。

施策の方向

● 文化芸術情報サイトの構築

文化芸術活動に関わる人々が情報を共有できるプラットフォーム（基本的な環境）を構築することによって、関係者の相互交流や連携を促進するとともに、区内の魅力的な文化芸術活動の情報を発信します。

● 墨田区文化財情報システムの整備

区の貴重な財産である文化財情報をデータベース化し、文化財の保護等に活用するとともに、一般公開することで区民の文化に対する理解を促進します。

● 観光、産業サイト等との連携

関連する事業課との連絡調整を密にし、一般社団法人墨田区観光協会や産業情報のサイトとの連携、さらにはモバイル端末を用いた観光情報の提供とのリンクなどにより、効果的な情報発信を行います。

施策4. 文化芸術活動を支援する人材の活用

現 状

- 区では、文化財の調査・登録や、各種展示・講演会等を行う専門人材を活用しています。
- 公益財団法人墨田区文化振興財団では、音楽を主とした舞台芸術の振興事業と、葛飾北斎を主とした浮世絵の振興事業において専門的人材を活用しています。

【主な事業】

- 公益財団法人墨田区文化振興財団運営等支援事業
- 公益財団法人墨田区文化振興財団による学芸員等の派遣

課 題

- 文化芸術活動を行う際に専門的な助言が必要な場合、豊富な知識と経験を有する人材や団体を紹介するなど、幅広い人材を登用していくことで、区及び区民の文化芸術活動をより効果的に推進する必要があります。
- 事業実施の際には、可能な限りボランティアなどの区民の参加や協力を得て行うことによって、協治・ガバナンスの推進を図る必要があります。

施策の方向

● 「(仮称) アートアドバイザー」の登録と紹介

文化芸術活動に携わるNPO法人や専門家のうち、区民等が事業を行う際に必要があればアドバイスを受けられるような協力できる者(団体)の人材リストを整備していきます。

● 「(仮称) 区民アートボランティア」の登録と活用

多くのスタッフが必要な催しや、展覧会など一定の期間にわたる催しなどにおいて、予め登録した区民ボランティアの協力を求め、区民参画のもとで事業を推進することができる仕組みを構築します。

施策5. 子どもに対する文化芸術施策の充実

現 状

- 小中学校連合音楽会・展覧会でお互いの活動の成果を発表するほか、公益財団法人墨田区文化振興財団によるコミュニティコンサートや音楽指導などのアウトリーチ事業によって音楽に触れる多くの機会があります。
- 「すみだ少年少女合唱団」や「トリフォニーホール・ジュニア・オーケストラ」の活動によって、子どもたちの情操を養うとともに集団活動を通じた自主性・社会性の向上を図るほか、次代の音楽家の育成を目指しています。
- また、伝統工芸教室、ものづくり体験など、すみだ独自の産業文化に触れながら次世代のものづくり人材の育成を目的とした事業も行われています。

【主な事業】

- 次世代ものづくり人材育成支援事業
- オーケストラ教室
- 墨田区立小中学校連合音楽会・墨田区立小中学校連合展覧会
- すみだ少年少女合唱団
- 墨田区伝統工芸技術体験学習事業
- すみだ郷土文化資料館の学校出張事業

課 題

- 子どもたちの豊かな感性と創造力を育むとともに、他者とのコミュニケーション能力を高めるため、就学前教育や学校教育をはじめ、児童館やコミュニティ会館などの地域施設においても、優れた文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を増やす必要があります。

施策の方向

● 幼児教育における表現活動の充実

就学前の情緒創成期における保育園、幼稚園において、音楽、絵画、造形などの表現活動を推進し、文化芸術に対する精神的豊かさの礎を幼少期から築いていきます。

● 学校や児童館へのアーティストの派遣支援

美術や演劇など、音楽以外の分野も含めてアウトリーチ事業を充実し、子どもが身近な場所で優れた文化芸術に触れる機会を増やします。

● 子ども向けアート体験プログラムの実施

夏休み等を活用して、子どもたちが楽しみながら身体を動かして文化芸術に触れられる事業を展開していきます。

施策6. 高齢者・障害者等に対する文化芸術施策の充実

現 状

- 障害者施設では、絵画や陶芸の制作を行い、区の文化祭等に出品しているほか、高齢者施設においても、高齢者福祉センターでの教養講座など各種事業を実施しています。
- ふれあいコンサートをはじめ、公益財団法人墨田区文化振興財団のアウトリーチ事業によって、音楽を鑑賞する機会を提供しているほか、すみだトリフォニーホールでの「ようこそ！誰でもコンサート」では、未就学児とその保護者や障がいのある方を対象としたコンサートを開催しています。

【主な事業】

- 「ようこそ！誰でもコンサート」の実施
- 障害者施設での陶芸作品づくり・絵画制作
- ふれあいコンサートの実施

課 題

- 誰もが、文化芸術活動を通じて自己実現を図りながら幸せを感じ、日常生活で生まれる思いを形にしていけるように、文化芸術活動の参加機会を増やしていくことが求められます。
- 普段、文化芸術に触れる機会が少ない高齢者、障害者や乳幼児を抱える親などが、気兼ねなく参加して楽しみ、体験する機会を提供するとともに、誰もが参加しやすい環境を整備する必要があります。
- 文化芸術が持つ人々をつなげる力を活用して、高齢者や障害者の社会参加を促すことで孤立化を防ぎ、世代間交流など地域との交流を促進する必要があります。
- 文化芸術が持つ創造する力を、高齢者・障害者福祉の増進に活用する必要があります。

施策の方向

● 鑑賞機会の充実と参加しやすい環境の整備

高齢者・障害者・未就学児向けのアウトリーチ事業を拡充するとともに、文化施設のバリアフリー化や事業実施に際しての手話通訳、託児サービス、料金設定などに配慮することにより、参加しやすい環境づくりに努めます。

● 高齢者・障害者施設でのアーティストの活用支援

高齢者や障害者施設では、アーティストの力を借り、施設利用者と職員が一緒になって楽しみながら身体を動かすことによって、お互いのコミュニケーションを図るとともに、施設利用者の持っている創造力を引き出すことができます。

このような事業を行う施設とアーティストを結びつける支援を行います。

● 作品や活動結果の発表の場づくり

高齢者や障害者の日ごろの活動の励みになるよう、作品などの成果を多くの方々に見てもらう機会を提供します。

施策7. 伝統文化の顕彰と継承

現 状

- 伝統工芸の職人技を職人展等によって広くPRするとともに、優れた技術の保持者を顕彰するほか、小中学生を対象とした体験学習を実施し、伝統文化の大切さを教えています。
- 文化財の保護及び調査や、すみだ郷土文化資料館における資料の収集、保存及び展示を通じて、本区の歴史、風土、文化の普及・啓発に努めています。
- 春は墨堤さくらまつり、夏は隅田川花火大会や納涼の夕べ、秋は向島百花園での月見の会、冬は義士祭、吉良祭といった、江戸の庶民文化を現在に伝える四季折々の伝統行事が開催されています。

【主な事業】

- 伝統的手工芸技術保持者表彰
- 文化財の保護と普及啓発
- 隅田川花火大会
- すみだ郷土文化資料館事業

課 題

- 地域の貴重な歴史や文化を保存、顕彰、継承することによって、区民がすみだの文化を誇りに思い、郷土意識を高めてもらうとともに、これを未来につないでいく取り組みを推進する必要があります。
- 歴史と文化に恵まれた地域特性を活かし、これを区の特徴として国内外に情報発信することにより、国際観光都市づくりを推進する必要があります。

施策の方向

● 伝統工芸や伝統芸能の体験プログラムの実施

区民施設や「産業観光プラザ すみだ まち処」などにおいて、区民や子どもたちが“すみだの技”を見て体験できる機会を提供するため、必要な支援を行います。

● 歴史的文化資源のPRとまち歩き観光への活用

区内の史跡や文化財のみならず、歴史上の偉人や文化人の生誕地などゆかりの地をわかりやすく紹介するサイン等を整備し、これをつなぐことによって、すみだのまち歩き観光の活性化を図ります。

● “歴史と文化を感じるまち”の景観整備

歴史文化公園の整備や両国観光まちづくりランドデザイン等と連携し、北斎通りや見番通りなどエリアを定めて、すみだの歴史と文化を感じさせる景観づくりに向けた整備、誘導を行います。

● すみだ北斎美術館の整備

すみだで生まれた世界的な芸術家・葛飾北斎を、区民の誇りとして永く顕彰するとともに、新たな文化創造の拠点ともなる美術館を開設し、魅力ある企画展示や普及啓発事業等を通じて、区民の生涯学習や観光、産業、子どもたちの教育等にも寄与する地域活性化の拠点とします。

施策8. 多文化共生と国内・国際交流の推進

現 状

- 国内・国際交流では、国内友好都市の子どもたちに本区の伝統工芸を体験してもらう事業や、海外友好都市を紹介する写真展などの交流事業を実施し、文化交流を推進しています。
- 国際交流ボランティア団体と協働で、区内在住外国人に日本の伝統文化や日本料理づくりを体験してもらう事業を実施し、相互の理解と交流の促進を図っています。
- 海外友好都市や区内在住外国人との交流活動を行う区民団体に対して、経費の一部助成を行っています。

【主な事業】

- パリ市第7区写真展・北京市石景山区民作品展
- 日本文化体験ツアー

課 題

- 国籍や民族が異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築く中で地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」を推進するためには、文化芸術を通じた交流の機会を増やし、コミュニケーションを深めていくことが必要です。

施策の方向

● 在住外国人との文化交流事業の充実

国際交流ボランティア団体との連携によって、日本の伝統文化や生活文化を楽しんでもらう事業を拡充するほか、国際交流カフェなどの交流の場を活用して気軽に相互の文化芸術に親しむ機会を提供していきます。

● 国内友好都市との民間交流の促進

行事やイベントの開催を通じて、地域で育まれた文化の相互交流を図りながら、市民レベルの交流が活発化するように努めます。

また、互いのホームページを活用し、友好都市間相互で行事などの紹介を行なっています。

● 海外諸都市との文化交流プログラムの充実

住民の作品や都市の特徴ある文化芸術を紹介する事業を開催することにより、相互の文化への理解を促進します。

現 状

- 3M（スリーエム）運動によって、本区の優れた産業と文化を広くPRするとともに、地域ブランド戦略では、すみだで生み出された優れた商品などをすみだブランドとして認証することで地域イメージの向上を図るなど、文化的な視点を織り込んだ本区独自の産業振興施策を展開しています。
これらの施策の成果は、他所にはない貴重な地域資源として観光振興にも活用されています。
- 商店街振興策では、空き店舗を若手アーティストに貸し出してカフェやアトリエなどに改修し、ここを拠点にアート活動やイベントを実施してもらうなど、文化芸術を介して外から人を呼び込むことで商店街の活性化を図る事業が行われています。
- また、GTS観光アートプロジェクトでは、台東区や東京藝術大学と連携してアート作品の設置やアートイベントを開催しました。

【主な事業】

- 3M運動の推進
- 地域ブランド戦略の推進

課 題

- 本区の地域特性を活かし、文化、産業、観光が連携した魅力あるすみだづくりを推進する必要があります。
- 文化芸術活動を通じてコミュニティの活性化を図るほか、各種の啓発活動を効果的に実施するなど、区政の幅広い分野において文化芸術の活用を推進していく必要があります。

施策の方向

● 産業、観光との連携強化

芸術活動を行っているアーティストと、ものづくりに携わる人が、廃工場などを拠点として、共同で製品の企画開発を行う新しいものづくり創出の仕組みを構築します。また、さまざまな文化的行事や、区内で行われる魅力ある文化芸術活動を地域の観光資源として活用し、本区の賑わいの創出につなげるため、多くの機会を捉えてジャンルを越えた情報発信を行います。

● 地域コミュニティにおける活用

文化芸術をテーマとした参加型プログラムの開催により、地域住民と新たに転入して来た住民との交流、世代間の交流、外国人との交流を図り、地域の絆づくりを促進します。

● 環境、防災、まちづくり等への活用

文化芸術を取り入れたプログラムを利用することで防災や環境などの啓発活動を効果的に推進するほか、歴史と文化を感じるすみだらしい景観の形成や潤いのあるまちづくりにも文化芸術を活用していきます。

● 文化芸術イベントへの支援等

まちの賑わい創出やコミュニティの活性化に繋がる文化芸術プログラムを公募し、優れた提案に助成を行います。

V 施策別事業一覧

文化芸術の振興に当たっては、「墨田区文化芸術の振興に関する懇談会報告書」で提言された、次の5つの視点を持ちつつ、次頁に掲げる事業を総合的に推進します。

■ 文化芸術を楽しむ **楽**

文化芸術は、私たちの生活に楽しみや、潤い、精神的な豊かさをもたらすものであり、区民等が積極的に文化芸術活動を行いやすい環境を整えることで、地域文化を育て盛んにすることができます。このため、施設整備、情報提供及び人的交流の促進などの必要な環境づくりを行い、誰もが、文化芸術活動に触れ、親しみ、活動できる機会を提供します。

■ 文化芸術でつなぐ **繋**

町会・自治会への加入者の高齢化や新たに住民となった方の未加入など地域社会の連帯意識が薄れているほか、外国籍の区民が増加しており、地域における絆づくりが課題となっています。文化芸術面での交流を通じて、年代や職業、出身地、また、国籍や民族を問わず、地域の人々が触れ合うことができ、地域コミュニティの醸成が図られるよう支援します。

■ 文化芸術を伝える **伝**

墨田区には江戸時代から受け継がれた優れた伝統文化があり、これを顕彰し継承することで区民の郷土へ愛着と誇りを高めていくとともに、優れた資源としてまちづくりや観光へ活かしていきます。

■ 文化芸術を支える **支**

区内では、区民や来街者を巻き込んだ新しい文化芸術活動が行われ、また、アートNPOやアートボランティアといった文化の担い手が育ちつつあります。このような自発的に生まれた文化芸術活動や、区内を拠点として活動するアーティストを支援することによって、新たな文化活動の担い手を育成し、新しいすみだの文化創造を支援します。

■ 文化芸術を活かす **活**

文化芸術の持つ創造性は、産業、観光、教育、福祉、環境など幅広い分野で活用することによって、区政の課題解決につなげることができます。また、文化芸術を区の施策に積極的に取り入れることにより、すみだの総合的なクリエイティビティ（創造力）を高めるとともに、優れた文化イメージを戦略的に発信することで墨田区の魅力をさらに高めていきます。

施策別事業一覧

施策 1 文化芸術活動の環境づくり

○ 各課で行われている事業

視点	事業名	内容
支	文化芸術活動団体への後援や共催	区が後援・共催することにより、会場を借りやすくしたり、広報等の協力を行っています。
支	区内団体の音楽・文化活動育成事業	区民の文化芸術活動の活性化とその促進を図ることを目的に、区内を活動拠点とする文化芸術団体に対し、補助金を交付しています。
楽	すみだりバーサイドホールの管理運営	墨田区に関する情報を広く内外に発信し、区民が集い、交流し、及び活動する場としてホールやギャラリー、ミニシアター等を設置しています。
楽	すみだトリフォニーホールの管理運営	区民に音楽をはじめとする様々な舞台芸術鑑賞の機会と自主的な芸術文化活動の場を提供しています。
楽	文化・生涯学習団体等の活動の場の整備	すみだ生涯学習センターについては、プラネタリウム廃止後、文化・生涯学習団体の活動の場として活用できるように、改修工事を行い、貸出施設として整備していきます。

○ 今後、望まれる施策の方向

楽	総合的な文化芸術活動拠点の整備	区の遊休施設や鉄道の高架下等を活用した文化芸術活動の拠点を整備します。
楽	まちなかの“小さな活動拠点”の活動支援	空き店舗や住宅、工場等を活用してアート活動を行うまちなかの“小さな活動拠点”の活動を促進し、地域の活性化を図るため、PRやイベントの後援などの支援を行います。
楽	既存施設の有効活用と民間施設との連携	楽屋と中・小規模の公演ができるホールを有する「地域プラザ」の利用を促進するほか、区民施設等のリニューアルに際しては、文化芸術活動の利便性の向上に配慮した改修を行なうよう努めます。また、区内の民間施設との連携を図り、文化芸術活動の一層の活性化を図ります。

施策別事業一覧

施策 2 文化芸術活動のネットワークづくり

○ 各課で行われている事業

視点	事業名	内容
繋	「区民音楽デー」の実施	すみだトリフォニーホールを会場に、区内音楽団体に演奏の機会を提供するとともに、参加する区内音楽団体の交流を深めることを目的に実施しています。
繋 支	文化イベントへの共催・後援	「すみだストリートジャズフェスティバル」や「すみだ川アートプロジェクト」、「墨東まち見世」など、多くの芸術家や団体を結びつけて文化のネットワークを拡げていくとともに、その文化芸術活動を広く人々に公開しているイベントに対し、共催や後援を行っています。

○ 今後、望まれる施策の方向

繋	情報の共有によるネットワークづくり	ネットワークを区内全域に拡充するために、イベントカレンダーの作成や、活動主体と活動拠点などの情報を掲載したマップづくり等の支援を行います。
繋	コーディネート機能の構築	NPO法人等の専門的ノウハウを活用して、活動主体と支援主体と活動拠点をつなぐコーディネート機能を構築していきます。

楽 ... 楽しむ **繋** ... つなぐ **伝** ... 伝える **支** ... 支える **活** ... 活かす

施策別事業一覧

施策 3 文化芸術情報の収集と発信

○ 各課で行われている事業

視点	事業名	内容
楽	墨田区のお知らせ「すみだ」ほか	区のお知らせに「トリフォニーホール公演おすすめ情報」や「北斎ミニギャラリー」を定期的に掲載したり、ホームページやCATVで文化芸術情報を発信しています。
活	「産業観光プラザ すみだまち処」の運営	墨田区の産業・歴史・文化・観光に関する情報を発信し、観光客等に区内回遊を促しています。
活	フィルムコミッションの運営	区内で行われるドラマ・CM等の撮影を支援し、マスメディアを活用して墨田区の観光情報を発信しています。
活	マップやモバイル端末等を用いた観光情報提供	区内観光情報をマップにしたり、モバイル端末等を用いて情報発信したり、また、モバイル端末等を用いて情報発信する事業者等への観光情報の提供を行っています。
楽	文化財マップの作成	区登録文化財等のマップを作成しています。

○ 今後、望まれる施策の方向

楽	文化芸術情報サイトの構築	文化芸術活動に関わる人々が情報を共有できるプラットフォーム（基本的な環境）を構築することによって、関係者の相互交流や連携を促進するとともに、区内の魅力的な文化芸術活動の情報を発信します。
活	墨田区文化財情報システムの整備	区の貴重な財産である文化財情報をデータベース化し、文化財の保護等に活用するとともに、一般公開することで区民の文化に対する理解を促進します。
活	観光、産業サイト等との連携	関連する事業課との連絡調整を密にし、一般社団法人墨田区観光協会や産業情報のサイトとの連携、さらにはモバイル端末を用いた観光情報の提供とのリンクなどにより、効果的な情報発信を行います。

施策別事業一覧

施策 4 文化芸術活動を支援する人材の活用

○ 各課で行われている事業

視点	事業名	内容
支	公益財団法人墨田区文化振興財団運営等支援事業	公益財団法人墨田区文化振興財団では、墨田区における芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造及び発信を行い区民生活の向上と文化都市の形成に寄与することを目的として、音楽を主とした舞台芸術の振興事業や葛飾北斎を主とした浮世絵の振興事業を行っていましたが、その経験や知識を生かし、今後、専門的人材を活用した事業の拡充を図っていきます。
支	公益財団法人墨田区文化振興財団による学芸員等の派遣	公益財団法人墨田区文化振興財団では、葛飾北斎を主とする浮世絵に関する普及啓発活動の一環として、区内小中学校及び生涯学習センター講座等へ学芸員等を派遣しています。

○ 今後、望まれる施策の方向

支	「（仮称）アートアドバイザー」の登録と紹介	文化芸術活動に携わるNPO法人や専門家のうち、区民等が事業を行う際に必要があればアドバイスを受けられるような協力できる者（団体）の人材リストを整備していきます。
支	「（仮称）区民アートボランティア」の登録と活用	多くのスタッフが必要な催しや、展覧会など一定の期間にわたる催しなどにおいて、予め登録した区民ボランティアの協力を求め、区民参画のもとで事業を推進することができるような仕組みを構築します。

楽 ... 楽しむ **繋** ... つなぐ **伝** ... 伝える **支** ... 支える **活** ... 活かす

施策別事業一覧

施策 5 子どもに対する文化芸術施策の充実

○ 各課で行われている事業

視点	事業名	内容
楽	すずかけキッズプログラム	すみだ女性センターでは、実行委員会を組織して、新日本フィルによる演奏会を行い、子どもや子育て世帯に対し音楽や芸能などに触れ興味を刺激する「きっかけ」を提供しています。
楽 伝	次世代ものづくり人材育成支援事業	将来の墨田のものづくりを担う人材を育成するため、「ものづくり塾」及び「ものづくり体験授業」を実施しています。
楽	墨田区立小中学校連合音楽会	小・中学生が平素の音楽学習の成果を発表し合い、相互に情操を高め合っています。
楽	オーケストラ教室	小・中学生がオーケストラ演奏を鑑賞することにより、豊かな情操を育んでいます。
楽	墨田区立小中学校連合展覧会	小中学生が制作した作品を展示し、互いに鑑賞することにより、豊かな感性や創造力を育みます。
楽 伝	墨田区伝統工芸技術体験学習事業	小・中学生を対象に区無形文化財に登録された技術保持者の方々の工房見学や簡単な作品製作を通し、歴史・伝統文化の大切さを学んでいます。
楽	すみだ少年少女合唱団	合唱を通じて、子どもたちの情操を養うとともに集団活動を行うことにより、自主性・社会性の向上を目的に、作曲家や声楽家の指導のもと土曜日を中心に練習を行っている。また年1回の定期演奏会や、各種コンサート等へも積極的に参加しています。
楽 伝	すみだ郷土文化資料館の学校出張事業	墨田の歴史・文化を子どもたちに普及するため、学校と連携し、民具体験や展示解説などを出張も含めて実施しています。

○ 今後、望まれる施策の方向

<p>楽</p>	<p>幼児教育における表現活動の充実</p>	<p>就学前の情緒創成期における保育園、幼稚園において、音楽、絵画、造形などの表現活動を推進し、文化芸術に対する精神的豊かさの礎を幼少期から築いていきます。</p>
<p>楽</p>	<p>学校や児童館へのアーティストの派遣支援</p>	<p>美術や演劇など、音楽以外の分野も含めてアウトリーチ事業を充実し、子どもが身近な場所で優れた文化芸術に触れる機会を増やします。</p>
<p>楽</p>	<p>子ども向けアート体験プログラムの実施</p>	<p>夏休み等を活用して、子どもたちが楽しみながら身体を動かして文化芸術に触れられる事業を展開していきます。</p>

楽 … 楽しむ **繋** … つなぐ **伝** … 伝える **支** … 支える **活** … 活かす

施策別事業一覧

施策 6 高齢者・障害者等に対する文化芸術施策の充実

○ 各課で行われている事業

視点	事業名	内容
楽	「ようこそ！誰でもコンサート」の実施	トリフォニーホール・ジュニア・オーケストラの演奏による未就学児（乳幼児を含む）や障がいのある方を対象にしたコンサートをすみだトリフォニーホールで実施しています。
楽	福祉施設での学生演奏会活動	みどりピアまつりなどで、中学校ブラスバンド部の演奏を鑑賞しています。
楽	陶芸作品づくり	重度の障害者が日中活動の一環として、陶芸作家に指導を依頼し、障害者美術展を目標に焼物などを一年かけて作成しています。
楽	絵画制作	重度の障害者が日中活動の一環として作成し、障害者美術展や区の文化祭に出展しています。
楽	ふれあいコンサートの実施	新日本フィルの楽団員による区内福祉施設等で室内楽コンサートを実施しています。

○ 今後、望まれる施策の方向

楽	鑑賞機会の充実と参加しやすい環境の整備	高齢者・障害者・未就学児向けのアウトリーチ事業を拡充するとともに、文化施設のバリアフリー化や事業実施に際しての手話通訳、託児サービス、料金設定などに配慮することにより、参加しやすい環境づくりに努めます。
楽	高齢者・障害者施設へのアーティストの活用支援	高齢者や障害者施設では、アーティストの力を借り、施設利用者と職員が一緒になって楽しみながら身体を動かすことによって、お互いのコミュニケーションを図るとともに、施設利用者の持っている創造力を引き出すことができます。このような事業を行う施設とアーティストを結びつける支援を行います。
楽	作品や活動結果の発表の場づくり	高齢者や障害者の日ごろの活動の励みになるよう、作品などの成果を多くの方々に見てもらう機会を提供します。

施策別事業一覧

施策 7 伝統文化の顕彰と継承

○ 各課で行われている事業

視点	事業名	内容
伝	伝統的手工芸技術保持者表彰	伝統的な手工芸技術を取得し、長年にわたり、特色ある手工芸品等の製作に専念してきた方を表彰しています。
伝	隅田川花火大会	享保18年（1733年）から開催された両国の川開きを受け継ぐ隅田川花火大会を実施し、都区民に潤いと憩いの場を提供しています。
伝	大江戸すみだ職人展	墨田区伝統工芸保存会、すみだマイスター及びパルティエールの会員を中心とした、墨田区を代表する職人による伝統工芸品の製作実演を行っています。
伝	夏休み伝統工芸教室	区内の職人に直接教わりながら、作品を完成させることで、すみだの伝統工芸への関心を高めています。
伝	墨田区文化祭	広く区民及び区内の文化団体が日頃の文化芸術活動の成果を発表する場として開催しています。
楽 伝	文化財の保護と普及啓発	文化財の調査及び保護を通じて、墨田区の歴史風土・文化への理解・啓発を促進するため、史跡説明板の設置や史跡めぐり等を実施しています。
楽 伝	墨田区伝統工芸技術体験学習事業	小・中学生を対象に区無形文化財に登録された技術保持者の方々の工房見学や作品製作を通し伝統文化の大切さを学んでいます。
伝	すみだ郷土文化資料館事業	区民の郷土文化に対する理解を深め、郷土意識の高揚を図るとともに、広く教育、学術及び文化の発展に資するため、資料の収集、保存及び展示に関する事業などを行っています。

楽 ... 楽しむ **繋** ... つなぐ **伝** ... 伝える **支** ... 支える **活** ... 活かす

○ 今後、望まれる施策の方向

<p>伝</p>	<p>伝統工芸や伝統芸能の体験プログラムの実施</p>	<p>区民施設や「産業観光プラザ すみだ まち処」などにおいて、区民や子どもたちが“すみだの技”を見て体験できる機会を提供するため、必要な支援を行います。</p>
<p>伝 活</p>	<p>歴史的文化資源のPRとまち歩き観光への活用</p>	<p>区内の史跡や文化財のみならず、歴史上の偉人や文化人の生誕地などゆかりの地をわかりやすく紹介するサイン等を整備し、これをつなぐことによって、すみだのまち歩き観光の活性化を図ります。</p>
<p>伝 活</p>	<p>“歴史と文化を感じるまち”の景観整備</p>	<p>歴史文化公園の整備や両国観光まちづくりグランドデザイン等と連携し、北斎通りや見番通りなどエリアを定めて、すみだの歴史と文化を感じさせる景観づくりに向けた整備、誘導を行います。</p>
<p>伝 活</p>	<p>すみだ北斎美術館の整備</p>	<p>すみだで生まれた世界的な芸術家・葛飾北斎を、区民の誇りとして永く顕彰するとともに、新たな文化創造の拠点ともなる美術館を開設し、魅力ある企画展示や普及啓発事業等を通じて、区民の生涯学習や観光、産業、子どもたちの教育等にも寄与する地域活性化の拠点とします。</p>

施策別事業一覧




施策 8 多文化共生と国内・国際交流の推進

○ 各課で行われている事業

視点	事業名	内容
繋	パリ市第7区写真展	本区とパリ市第7区の庁舎等でお互いの「文化」「産業・観光」等を紹介する写真展を開催することで、両区区民の友好を深めています。
繋	北京市石景山区民作品展	海外友好都市である北京市石景山区民の作品を展示することで、区民の相互理解と友好を深めています。
繋	長野県小布施町との交流事業	区民が小布施町で農村体験をしたり、小布施町立栗が丘小学校の児童が、本区の伝統工芸を体験する事業を実施しています。
繋	日本文化体験ツアー	在住外国人の方に日本文化を理解していただくために、歴史ある町の散策やそば打ち体験などができるバスツアーを開催しています。
繋	外国人の方のお話し会	区内在住の外国人の方に、母国のことや日本での生活のことを日本語でスピーチしていただき、日本人と交流を図っています。
繋	国際交流クッキングサロン	日本料理づくりを通して、外国人の方が日本語や日本の食文化への理解を深める機会としています。
繋	国際交流事業助成	海外友好都市との交流事業を行う団体に助成をしています。
繋	納涼の夕べ	旧安田庭園を会場に茶道や琴などの日本文化を体験できる「納涼の夕べ」の中で、外国人向け夏祭りガイドツアーを実施しています。

楽 … 楽しむ **繋** … つなぐ **伝** … 伝える **支** … 支える **活** … 活かす

○ 今後、望まれる施策の方向

	<p>在住外国人との文化交流事業の充実</p>	<p>国際交流ボランティア団体との連携によって、日本の伝統文化や生活文化を楽しんでもらう事業を拡充するほか、国際交流カフェなどの交流の場を活用して気軽に相互の文化芸術に親しむ機会を提供していきます。</p>
	<p>国内友好都市との民間交流の促進</p>	<p>行事やイベントの開催を通じて、地域で育まれた文化の相互交流を図りながら、市民レベルの交流が活発化するように努めます。また、互いのホームページを活用し、友好都市間相互で行事などの紹介を行います。</p>
	<p>海外諸都市との文化交流プログラムの充実</p>	<p>住民の作品や都市の特徴ある文化芸術を紹介する事業を開催することにより、相互の文化への理解を促進します。</p>

施策別事業一覧

施策 9 区政の幅広い分野への活用

○ 各課で行われている事業

視点	事業名	内容
活	墨田区防災フェア	区民に対する「自助・共助」の防災意識の普及啓発活動の一環として、コンサートや子どもたちの防災絵画展を実施しています。
活	25万人の平和メッセージ	墨田区平和福祉都市づくり宣言に基づき、折鶴アートや平和祈念コンサート、平和メッセージ展を行い、平和を祈念する事業を実施しています。
活	「イチから始める」運動の推進	「同業市」「定期市」を開催することにより、墨田の製品の評価の上昇、技術力及びデザイン力の向上、まちの繁栄と活性化の促進を目指しています。
活	まち歩きガイドツアーの実施	区内への回遊促進を図るため、区内の名所・旧跡等を観光ガイドが紹介するまち歩きツアーを開催しています。
活	北斎を主とした浮世絵に関する写真資料貸出事業	区が所蔵する葛飾北斎作品等の写真資料の貸出しに当たり、区内事業者にはその使用料を減額することにより、企業活動の活性化を図っています。
活	大輪朝顔の講習会と展示会の開催	歴史と伝統のある大輪朝顔の講習会を開催し、その成果を向島百花園で披露しています。
活	菊づくりと菊まつりの開催	緑化ボランティアが苗から菊を育て、緑と花の学習園で菊まつりを開催しています。
活	地域ブランド戦略の推進	区内の優れた商品などを「すみだブランド」として認証しPRを行うことにより、すみだの魅力を通じて、すみだの認知度の向上を目指しています。
活	すみだ学	産学官連携事業の一環として、すみだの歴史や文化、コミュニケーションなどをテーマとした早稲田大学オープンカレッジの寄附講座「すみだ学」を実施しています。

楽 … 楽しむ **繋** … つなぐ **伝** … 伝える **支** … 支える **活** … 活かす

活	3M運動の推進	区内産業・製品のイメージアップ及びPRを目的に、「小さな博物館」「工房ショップ」「マイスター」の3つの運動を推進しています。
活	歴史文化公園整備事業	地域に点在する文化財等の観光資源を活かした公園改修を実施し、公園利用者に歴史、文化を伝えていく公園として整備しています。

○ 今後、望まれる施策の方向

活	産業、観光との連携強化	芸術活動を行っているアーティストと、ものづくりに携わる人が、廃工場などを拠点として、共同で製品の企画開発を行う新しいものづくり創出の仕組みを構築します。また、さまざまな文化的行事や、区内で行われる魅力ある文化芸術活動を地域の観光資源として活用し、本区の賑わいの創出につなげるため、多くの機会を捉えてジャンルを越えた情報発信を行います。
活	地域コミュニティにおける活用	文化芸術をテーマとした参加型プログラムの開催により、地域住民と新たに転入して来た住民との交流、世代間の交流、外国人との交流を図り、地域の絆づくりを促進します。
活	環境、防災、まちづくり等への活用	文化芸術を取り入れたプログラムを利用することで防災や環境などの啓発活動を効果的に推進するほか、歴史と文化を感じるすみだらしい景観の形成や潤いのあるまちづくりにも文化芸術を活用していきます。
支	文化芸術イベントへの支援等	まちの賑わい創出やコミュニティの活性化に繋がる文化芸術プログラムを公募し、優れた提案に助成を行います。

VI 推進体制

1 庁内推進体制の整備

文化芸術は、幅広い行政分野に多様な効果をもたらし、地域の課題解決や魅力の向上を図ることができます。そこで、行政分野の枠に捉われず、施策の総合的、効果的な推進を図るため、文化行政や文化芸術活動を取り巻く動向などについて情報提供と意見交換を行う連絡会議を整備していきます。

2 区民等との協働による推進

区民によるボランティア活動の広がりや、文化芸術関連のNPO法人の活動、さらには企業のメセナ活動による支援と事業の推進など、文化芸術活動にさまざまな主体が関わるようになっていきます。

文化芸術活動や活動への支援に関わるそれぞれの主体の自主性を尊重するとともに、お互いに協働しながら効果的な施策を展開していく必要があります。

それぞれの主体の持つノウハウや資源を積極的に活用するよう努めるほか、文化芸術施設の運営やイベント開催において区民ボランティアを募集するなど、区民参加の機会を提供していきます。

3 公益財団法人墨田区文化振興財団との協働

公益財団法人墨田区文化振興財団は、平成8年3月財団法人として設立以来、区と共に音楽を中心とした施策や葛飾北斎に関する事業などを推進してきました。

平成24年4月には、「墨田区における文化芸術活動の振興と時代を先取りした新たな文化芸術の創造及び発信を行い、もって区民生活の向上と文化都市の形成に寄与する」ことを目的として、公益財団法人に移行しました。

財団には、これまでの区の政策を推進するとともに、より区民に身近な存在として、従来の枠組みを超えた事業を積極的に展開し、本区の文化芸術振興に向けた役割を担っていくことが求められています。

資料

○墨田区文化芸術振興基本条例

平成24年9月28日

条例第49号

墨田区は、隅田川の悠久の流れのもとに、江戸時代から引き継がれた豊かな庶民文化や優れたものづくりの伝統を色濃く残すまちである。

墨田区では、歴史と伝統を受け継ぐ貴重な文化を守るとともに、音楽を中心とした文化芸術振興策を推進してきた。

一方、近年、少子高齢化が加速するとともに、墨田区内で生活する外国人が増加傾向にあり、地域コミュニティの醸成や多文化共生社会の実現などへの対応が求められている。

文化芸術は、人々の生活に楽しみや潤い、精神的な豊かさや活力をもたらすとともに、人々をつなげ、連携させる力がある。この文化芸術の持つ力は、産業、観光、教育、福祉、コミュニティづくり、多文化共生など幅広い分野において効用を発揮し、地域の活性化やきずなづくりにも寄与することが期待されている。

ここに、墨田区の郷土文化を誇りに思い、地域に育まれた文化を守り伝えるとともに、様々な主体による幅広い分野での文化芸術活動を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、墨田区における文化芸術の振興に関する基本理念を定め、区民等、文化芸術団体及び事業者の役割並びに区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する基本的施策の方向性を定めることにより、人々がいきいきと躍動し、魅力と活力あふれるすみだを創り上げていくことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 区内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人又は区内で事業活動その他の活動を行う個人若しくは団体

イ 区内において文化芸術活動を行い、又は区内で行われる文化芸術活動を支援

する個人若しくは団体

(2) 文化芸術団体 区民等のうち区内において文化芸術活動を行い、又は区内で行われる文化芸術活動を支援する団体をいう。

(3) 事業者 区民等のうち区内において事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されるとともに、誰もが身近に文化芸術に触れ、これを鑑賞し、又はこれに参加することができる環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、地域で育まれた伝統ある文化芸術が保護され、継承されるとともに、新たな文化芸術の創造及び発展が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、区民等、文化芸術団体及び事業者並びに区が相互に連携し、及び協働し、様々な施策が推進されるよう配慮されなければならない。

(区民等の役割)

第4条 区民等は、互いの文化芸術活動を尊重しつつ、自主的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の活性化に寄与するよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、自主的な文化芸術活動を一層推進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に向けて積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、その保有する資源を活用し、自主的な文化芸術活動を展開するとともに、文化芸術活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

(区の責務)

第7条 区は、文化芸術の振興を図るため、必要な場の提供、情報の収集及び提供等の体制の整備を行うものとする。

2 区は、文化芸術施策の推進に当たり、区民等の意見を反映させるものとする。

3 区は、地域の活性化に資するため、文化芸術が有する創造性を積極的に活用するものとする。

(文化芸術活動の環境の整備)

第8条 区は、区民等が創造的な文化芸術活動を行い、及び身近なものとして文化芸

術に親しむことができる環境の整備を推進するものとする。

(文化芸術活動のネットワークの構築)

第9条 区は、文化芸術活動を行う者及び文化芸術活動を支援する者を相互に結びつけるネットワークの構築を推進するものとする。

(文化芸術情報の収集及び発信)

第10条 区は、文化芸術活動に関する情報を集約し、及び多様な広報媒体を活用して発信することができる環境を整備するものとする。

(子どもに対する文化芸術施策の充実)

第11条 区は、子どもの感性及び想像力を育むため、子どもが文化芸術に触れ、又はこれを体験する機会を提供するものとする。

(高齢者、障害者等に対する文化芸術施策の充実)

第12条 区は、高齢者、障害者等が文化芸術に親しむとともに、自主的な文化芸術活動を行うことができるよう、必要な施策を実施するものとする。

(伝統文化の顕彰及び継承)

第13条 区は、長年にわたり受け継がれてきた貴重な文化資源を保存し、及び顕彰し、これを未来に引き継ぐため、必要な施策を行うものとする。

(多文化共生及び国内・国際交流の推進)

第14条 区は、文化芸術活動を通じて、互いの文化を理解し、認め合う多文化共生社会の実現を目指すとともに、国内外における交流の推進を図るものとする。

(人材等の活用)

第15条 区は、区が行う文化芸術施策に対して必要な助言を受けるため、文化芸術に関する専門的な知識及び経験を有する者、特定非営利活動法人等を活用するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



墨田区文化芸術の振興に関する基本指針

平成25年6月

編集・発行 墨田区区民活動推進部文化振興課
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電話：03-5608-6212

ふれあい 活力 ゆとり

すみだ

